

山梨県公報

第二千四十号

平成二十二年

五月十三日

木曜日

目次

告示

県営土地改良事業計画の決定(二件)……………三一一

道路の区域変更……………三一一

道路の供用開始……………三一一

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………三二二

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十件)……………三二三

基本測量の実施……………三二五

その他

あつせん員候補者の告示……………三二五

告示

山梨県告示第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(栃久保地区中山間地域総合農地防災事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年五月十三日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年五月十三日から同年六月九日まで

三 縦覧場所

身延町役場

四 異議申立期間

平成二十二年六月十日から同年六月二十四日まで

山梨県告示第八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(身延北部地区中山間地域総合整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十二年五月十三日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年五月十三日から同年六月九日まで

三 縦覧場所

身延町役場

四 異議申立期間

平成二十二年六月十日から同年六月二十四日まで

山梨県告示第八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年六月三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十二年五月十三日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類

県道 笛吹市川三郷線

二 路線名

笛吹市川三郷線

三 道路の区域

区間	旧新の別		延長
	旧	新	
西八代郡市川三郷町大字下芦川字寺下四六	三・〇	〇	九五・〇
		敷地の幅員(メートル)	(メートル)

六番地先から
西八代郡市川三郷町大字下芦川字寺下新梨
川左岸堤防敷地先まで

新	五・〇	五・〇
	五・〇	七・五
		九五・〇

山梨県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十二年六月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	富士宮鳴沢線	南都留郡鳴沢村字焼間八五二九番の六〇三地先から南都留郡鳴沢村字焼間八五二九番の六一二地先まで	九〇七・五	平成二十二年五月十三日

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年九月十三日まで縦覧に供する。

平成二十二年五月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
1 氏名又は名称 イオンモール株式会社 代表取締役 村上教行
 - 2 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）イオンモール甲府昭和
所在地 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰一 十二街区一画地外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十三年二月一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二万八千平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 二千五百台
(二) 駐輪場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 収容台数 五百台
(三) 荷さばき施設の位置及び面積
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 面積 五百九十三平方メートル
(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(1) 位置 届出の図面のとおり
(2) 容量 二百二十七立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(1) 開店時刻 午前八時
(2) 閉店時刻 午後十一時
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から翌午前四時まで
(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(1) 数 十一箇所
(2) 位置 届出の図面のとおり
(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前五時から翌午前零時まで

三 届出年月日

平成二十二年四月二十二日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年三月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 鈴健興業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町下黒駒千六百二番地八
 - 3 代表者の氏名 鈴木康修
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第七四八二号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年二月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年三月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大久保建材有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市六科百十九番地三
 - 3 代表者の氏名 千田英明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第八九一二号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年三月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ユタカ鉄工所
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市長松寺町一番地二十一
 - 3 代表者の氏名 小宮山裕
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第一七五三号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年二月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十二年三月二十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社上野工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市藤井町駒井六百四十二番地
 - 3 代表者の氏名 上野稔
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第六七九六号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十二年五月十三日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年三月二十八日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 モリタペインター
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町三千八百十八番地六
 - 3 代表者の氏名 森田安則
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第三七三九号
 - 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十二年五月十三日 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年三月二十八日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 今村工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町黒沢百二十五番地三
 - 3 代表者の氏名 今村規久男
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第七五七一号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十二年五月十三日 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年三月二十九日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 1 商号 ホームズ株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡三千五百三十七番地三
 - 3 代表者の氏名 西川和彦
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八四五八号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十二年五月十三日 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年三月二十九日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社春山工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市菖蒲澤七百六十九番地八
 - 3 破産管財人の氏名 佐々木亮
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第九〇九六号
 - 四 処分の内容 大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

- 平成二十二年五月十三日 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十二年三月二十九日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社望月工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町鳥屋五百二番地
 - 3 破産管財人の氏名 關本喜文

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第五一七八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年三月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十二年五月十三日

- 一 処分をした年月日 平成二十二年三月一日 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社サンシン工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町千須和七百三十七番地
 - 3 代表者の氏名 望月修
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第七一一六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十二年二月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 基本測量の実施
 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成二十二年四月二十六日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
 平成二十二年五月十三日

- 一 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 作業期間 平成二十二年五月十日から平成二十三年三月三十一日まで
- 三 作業地域 県内全域

その他

山梨県労働委員会告示第一号
 当委員会は、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。
 平成二十二年五月十三日

山梨県労働委員会
 会長 鶴 田 和 雄

氏名	経歴	委嘱年月日
鶴田 和雄	弁護士 第三十五・三十六期山梨県労働委員会公益委員 第三十七・三十八期山梨県労働委員会会長	平成十五年七月十四日
田中 正志	弁護士 第二十七期山梨県労働委員会公益委員 第三十八期山梨県労働委員会会長代理	平成十九年七月五日
加藤 里美	特定社会保険労務士 第三十六・三十七・三十八期山梨県労働委員会公益委員	平成十七年七月十一日
勝俣 高明	公認会計士 第三十八期山梨県労働委員会公益委員	平成二十一年七月二十二日
深松 和子	山梨学院大学准教授 第三十七・三十八期山梨県労働委員会公益委員	平成十九年七月五日
神宮寺 聡	連合山梨事務局長 第三十七・三十八期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
青柳 和仁	ヤマト運輸労働組合山梨支部執行委員長 第三十六・三十七・三十八期山梨県労働委員会労働者委員	平成十七年七月十一日
中澤 晴親	NTT労働組合山梨分会支部長 第三十七・三十八期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日

萩原 雄二	ルネサステクノロジ労働組合甲府支部執行委員長 第三十七・三十八期山梨県労働委員会労働者委員	平成十九年七月五日
宮坂 兼夫	東京電力労働組合山梨総支部執行委員長 第三十八期山梨県労働委員会労働者委員	平成二十一年七月二十二日
一瀬 茂夫	山梨県経営者協会参与 第三十六・三十七・三十八期山梨県労働委員会使用者委員	平成十七年七月十一日
高尾 一	株式会社アスクテクニカ相談役 第三十六・三十七・三十八期山梨県労働委員会使用者委員	平成十七年七月十一日
細田 俊	株式会社文祥堂オフィスファシリテーター代表取締役社長 第三十六・三十七・三十八期山梨県労働委員会使用者委員	平成十七年七月十一日
松葉 惇	株式会社石友代表取締役 第三十七・三十八期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十年六月二十五日
渡邊 征夫	都留信用組合理事長 第三十七・三十八期山梨県労働委員会使用者委員	平成二十年六月二十五日
藤原 一治	山梨県労働委員会事務局長	平成二十二年四月二十八日
清水 久幸	山梨県労働委員会事務局次長	平成二十一年四月二十二日
河崎 功	山梨県労働委員会事務局審査調整指導監	平成二十一年四月二十二日